

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 久米南町簡易水道特別会計

事業名	久米南町簡易水道事業		
事業開始年月日	S 28.8.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 √非適用
団体名	久米南町	職員数 (H19.4.1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	259(H18)	公営企業債現在高(百万円)	881
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	63
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.235
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	13.8
		経常収支比率 (%)	91.2

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	久米南町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	久米南町長 河島 建一
既存計画との関係	久米南町行財政改革実施計画（集中改革プラン）H17～H21
公表の方法等	議会常任委員会へ報告（12月）、町ホームページへ掲載
基本方針	<p>安全な水の安定供給を基本に、効率的な施設整備や維持管理に努め、経費の節減を図る。</p> <p>また、事業収支の不足を補うため、料金の見直しを行ない、経営の健全化を図る。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	147	151	48	346
	補償金免除額	24	38	10	72
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業(簡易水道事業)	146,569	150,923	48,254	345,746
合 計 (A)		146,569	150,923	48,254	345,746
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		146,569	150,923	48,254	345,746

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町では、昭和28年から簡易水道事業を行っており、以来区域拡張、水源増補を行ない、平成5年度には、町内全域を給水区域とするに至った。</p> <p>しかしながら、給水区域の大半が急しゅんな山間地で人口密度も希薄なため、給水に係る費用を多く要する一方、料金収入は容易に伸びない。</p>	
経営課題	課 題	水道料金の適正化
	簡易水道毎に2つの料金体系があったが、平成18年度に料金の統合をした。そのため、計画期間内での更なる改訂は、加入者の理解が得難く困難と考えられる。	
	課 題	定員管理の適正合理化
	現在、簡易水道の維持管理は、4名で当たっているが、会計全体に占める人件費の割合が、給水人口が類似する他団体と比較して高くなっている。	
	課 題	維持修繕費の低減
	本町簡易水道事業は、昭和28年度から開始し、以来施設の増設、修繕を重ねてきたが、近年、漏水量の増加、給配水装置の老化が目立つようになり経費も増加している。	
	課 題	繰出基準額の適正化
一般会計からの繰出金について、建設改良に要する経費は全額繰入れているが、高料金対策に要する経費は、基準額の二分の一を繰入れており収支不足を生じている。		
留意事項	課 題	簡易水道の統合
	現在、四つの簡易水道があるが、その内の三つの簡易水道には、浄水施設があり、運転管理に多額の経費を要している。そのため、簡易水道の統合を検討し経費の削減を図る必要がある。	
留意事項	<p>過疎高齢化などにより、給水量の伸びはあまり期待できない。よって、徹底した歳出の抑制によって経営の安定化を期する。</p>	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度										
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	202,308	207,649	200,105	198,990	187,116	182,646	195,507	202,518	204,887	211,225
		(1) 営 業 収 益 (B)	159,493	181,088	167,308	146,757	124,496	123,774	130,070	142,490	149,260	156,500
		ア 料 金 収 入	137,966	136,975	135,685	139,791	118,049	120,255	126,200	138,820	145,760	153,000
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	21,527	44,113	31,623	6,966	6,447	3,519	3,870	3,670	3,500	3,500
		(2) 営 業 外 収 益	42,815	26,561	32,797	52,233	62,620	58,872	65,437	60,028	55,627	54,725
	ア 他 会 計 繰 入 金	42,333	26,505	32,710	37,707	38,472	37,572	43,137	38,928	35,627	34,725	
	イ そ の 他	482	56	0	14,526	24,148	21,300	22,300	21,100	20,000	20,000	
	2 総 費 用 (D)	178,069	182,193	183,711	175,255	154,256	136,424	133,147	122,788	123,598	125,035	
	(1) 営 業 費 用	119,822	127,009	131,527	121,670	105,262	90,364	94,000	95,500	97,700	100,700	
	ア 職 員 給 与 費	28,718	28,322	28,431	29,364	27,128	25,250	19,000	19,000	17,700	17,700	
	ウ ち 退 職 手 当	1,754	1,303	1,312	1,283	1,443	1,972	1,120	1,120	1,043	1,043	
イ そ の 他	91,104	98,687	103,096	92,306	78,134	65,114	75,000	76,500	80,000	83,000		
(2) 営 業 外 費 用	58,247	55,184	52,184	53,585	48,994	46,060	39,147	27,288	25,898	24,335		
ア 支 払 利 息	56,285	53,010	50,147	47,595	45,080	42,560	36,147	24,288	22,598	20,835		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	1,962	2,174	2,037	5,990	3,914	3,500	3,000	3,000	3,300	3,500		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	24,239	25,456	16,394	23,735	32,860	46,222	62,360	79,730	81,289	86,190		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	35,552	28,439	50,955	25,458	38,051	25,805	26,370	27,936	109,838	70,740
		(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	26,000
		(2) 他 会 計 補 助 金	34,792	28,107	29,415	25,458	24,830	25,805	26,370	27,936	29,838	30,740
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	14,000
		(6) 工 事 負 担 金	200	100	0	0	13,221	0	0	0	0	0
		(7) そ の 他	560	232	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	72,071	56,548	69,657	50,917	68,532	73,909	74,739	76,772	139,675	101,479	
	(1) 建 設 改 良 費	2,486	332	20,700	50,917	18,872	22,300	22,000	20,900	80,000	40,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	69,585	56,216	48,957	50,917	49,660	51,609	52,739	55,872	59,675	61,479	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	36,519	28,109	18,702	25,459	30,481	48,104	48,369	48,836	29,837	30,739		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	55.7	57.5	58.3	61.8	57.9	65.6	68.0	82.0	92.5	103.4	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	81.7	87.1	86.0	88.0	91.8	98.3	96.9	109.9	113.9	119.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	20.9	12.8	16.3	18.9	20.6	20.6	22.1	19.2	17.4	16.4
	うち基準内繰入金	(%)	20.9	12.8	16.3	18.9	20.6	20.6	22.1	19.2	17.4	16.4
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	97.9	98.8	57.7	100.0	65.3	100.0	100.0	100.0	27.2	49.1
	うち基準内繰入金	(%)	97.9	98.8	57.7	100.0	65.3	100.0	100.0	100.0	27.2	49.1
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	複数の簡易水道を経営しているが、平成18年度に料金をすべて統一した。簡水統合計画も視野に入れ、平成28年度を目途に5%から7%の料金改訂を行う。 町中心部付近での下水道整備が進んでおり、これに伴い水道料金収入も逡増の傾向にある。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰入金は、現行どおりの基準内繰入れとするが、基準内での増額を行う。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	当面は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	総費用に占める広域水道企業団からの受水費のウエイトが高いため、他の費用の圧縮の効果が表われにくい。料金値下げを交渉したい。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>久米南町行財政改革実施計画(集中改革プラン)では一般行政、教育、公営企業の全体では、H22.4.1までに92人から87人の5人(5.4%)の純減を目標としており、H22年度以降は、H22年度末の退職者2名に対し翌年度3名補充、H23年度末の退職者6名に対し翌年度2名の補充を計画している。全体では、定員管理計画に基づき目標達成は可能である。また、簡易水道特別会計では、H20年度から1名減員を計画しており、H22年度以降もこの人数を維持する。</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>当町は、国の基準を超える諸手当等の支給はなく、地域手当の支給対象外の地域のため今後も支給予定はない。給与構造に関しては、国に準じて見直しを図った。H19年度のラスパイレス指数も92.3と国よりも低い。</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>技能労務職員の給与については、その職種内容により民間との較差を考慮し給与額を見直したところである。なお、簡易水道事業会計には該当職員はいない。</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>退職時特別昇給制度は、H18.4.1から廃止している。</p> <p>福利厚生事業のあり方</p> <p>岡山県市町村職員共済組合に加入し、組合の規定に基づいて、応分の負担を行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>計画的な施設の点検、補修を励行し、修繕等に要する経費を毎年10%を目標に削減を図る。 一般会計からの繰出金を繰出基準額に範囲内で、平成20年度から計画期間各年度とも8百万円程度増額する。 簡易水道相互を連絡管などの整備によって統合を図り、浄水設備等の維持管理費を低減する。</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p> <p>両者とも実施に向けて研究している。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 広域水道企業団からの受水に大きく依存している現状であり、料金水準の引き上げは、容易でないが、簡易水道の統合の済む平成28年度を目途に5%～7%程度の料金改定を行いたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	経営健全化や財務状況に関する情報公開 町ホームページ、広報誌などを活用し、情報公開に努めている。
行政評価の導入	今後、導入に向けて検討する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	給水人口が同規模の団体と比較して人件費が多額のため、平成20年度から現行の4名から1名を減じ3名とし人件費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	口座振替の推進など、料金収納の方法を改善し、こまめな徴収活動により滞納料金の解消を図る。町内水道料金の斉一化はすすめているので、今後は他の公共料金とのバランスを保ちつつ適正な料金改訂を行いたい。計画的な施設の点検、補修を励行し、修繕等に要する経費を毎年10%を目標に削減を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在基準外繰出しはないが、基準額内での増額を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率						9							
	改善額(料金の適正化) 1													
2	未収金の徴収対策													
	改善額	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5	
3	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)								8	8	8	8	32	
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	27	27	27	28	26		23	18	18	17	17		
	改善額								5	5	5	5	20	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数(人)	4	4	4	4	4		4	3	3	3	3		
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0		1				1	
2	維持管理費等	46	52	75	38	44		42	40	40	40	40		
	改善額(適正化)							2	4	4	4	4	18	
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減													
	企業債現在高	1087	1030	982	931	881		829	777	725	669	611		
	増減													
							計画前5年間改善額 合計	5					改善額 合計	75
													(参考) 補償金免除額	72

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	5.5	5.5	5.5	5.5	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
年間総有収水量 (千m ³)	518	506	504	520	506	520	530	535	540	545
公称施設能力 (m ³ /日)	2604	2604	2604	2604	2604	2604	2604	2604	2604	2604
1日最大配水量 (m ³ /日)	2027	1701	1913	1783	1691	1700	1800	1850	1850	1900
最大稼働率 (%)	78	65	73	68	65	65	69	71	71	73
供給単価 (円/m ³)	266	271	268	268	233	231	238	259	283	308
給水原価 (円/m ³)	477	472	461	434	402	352	350	316	306	298

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成21年度中に簡易水道統合計画を策定する。その後、変更認可を受けて、平成22年度から工事着手し、平成27年度を目途に統合事業を実施する。
平成28年度には、現在の4簡水の統合を完了し、その後は1つの水道事業として企業会計を導入して経営する予定。